

令和7年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

令和 7年 6月20日（金）

午前 9時53分 開 議

午後 1時20分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 7号 議員の派遣について

日程第 4 報告第 3号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

日程第 5 報告第 4号 監査報告について

報告第 5号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 持続可能な学校の実現をめざす要望意見書

意見書案第2号 インターネット上の不適切な広告に関する規制強化を求める要望
意見書

意見書案第3号 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書

意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江海子 君	10番	木 下 八重子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君

総務部次長	小畑力也君	市民生活部長	横山浩丈君
福祉部長	鎌田清孝君	健康こども未来部長	景由隆寛君
産業振興部長	稲井健二君	建設部長	堀之内孝則君
駅周辺整備部長	加地幸治君	市立病院事務部長	柳圭史君
市立病院事務部次長	金子和史君	教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	福田善之君	監査事務局長	菊田健二君
総務課長	須藤公夫君	財政課長	岡崎卓哉君

○本会議事務従事者

事務局長	寺嶋悟君	事務局次長	壽崎行洋君
書記	小島亜美君	書記	林麻結君

開議 午前 9時53分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において木下議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。なお、この場合9名の方の質問が既に終了しておりますので、プリント順位10番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。なお、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

荻野議員の発言を許します。荻野議員。

○荻野議員 おはようございます。会派市民ネットワークの荻野でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、宿泊税の導入について

行政運営につきましてです。今まさに北海道議会でも条例の改正案などが審議されておりますが、宿泊税導入の経緯についてです。皆様は既に存じ上げているとは思いますが、宿泊税は観光振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税で、宿泊者を対象に課税するものでございます。今後貴重な財源となり得るものだと考えておりますが、本市においても宿泊税導入に向けた議論を進めていくべきかと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 宿泊税について答弁させていただきます。

宿泊税は、観光インフラの整備など持続可能な観光促進を目的に地方自治体が独自に課税する法定外目的税であり、道内でも北海道や複数の自治体で導入や検討が行われております。本市におきましては、ビジネス客を中心に一定の宿泊者数があることから宿泊税による税収はある程度見込めるものと推測できますが、一方で宿泊税の導入に伴う制度設計やシステム改修のほか、運営に関わる人員や管理体制の構築も必要となります。また、宿泊施設側は宿泊税分を価格に転嫁せざるを得なくなるため、導入を行わない周辺地域の宿泊施設へ利用客が流れるなど競争力の低下が見込まれ、特に小規模の宿泊施設は大きな影響を受けることが想定をされますことから、十分な議論が不可欠であるというふうを考えております。現状では宿泊税の導入を即時に検討する段階ではないと考えておりますが、これらのメリット、デメリットを総合的に勘案し、他の自治体の動向も注視しながら

ら今後慎重に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 1点再質問させていただきます。

まだまだ議論をしていく段階ですし、先行きは不透明かと思えます。ですが、この先導入すると判断したときは俱知安町のような定率制でいくのか、それとも定額制でいくのか、お考えがあるかお聞きいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今後導入に至る場合にはという仮定でございましたけれども、定率であるか定額であるかということについてもまだ議論されておられませんので、申し上げる段階にありませんが、総務大臣が一定の理解を示さなければいけないというシステムになっていますけれども、住民にとって過大な課税ではないことということが総務大臣が認める条件になっておりますので、当然議論が進む段階においてはですけれども、そういったことはしっかりと考えて検討していかなければいけないというふうに思っております。

○議 長 荻野議員。

◎2、保健福祉行政

1、滝川ふれ愛の里におけるレスパイトケア事業の進捗状況について

○荻野議員 では、続いて保健福祉行政についてです。滝川ふれ愛の里におけるレスパイトケア事業についてです。来月7月より実施予定の滝川ふれ愛の里内のレスパイトケア事業ですが、人員の確保やスタッフへのオリエンテーション等の事業開始に向けての準備は滞りなく円滑に進んでいるのかをお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 7月1日より、滝川ふれ愛の里の1階でふれ愛の里地域子育て支援センターを、2階ではご質問いただきました母親のためのレスパイトケア事業の運営を開始いたします。地域子育て支援センターは一の坂からの移転となりますが、新たに一時預かり機能を付加していること、また2階のレスパイトケア事業との一体的な運営となりますことから、運営体制をしっかりと検討した上で人員の配置を行い、完了しているところでございます。今月25日までには備品の搬入、配置が全て完了する予定で、並行して24日から5日間は数名のモニターの方をお願いをし、実際に利用してもらいながらのテスト運営を実施する予定でございます。課題等の改善をできる限り行った上で7月1日オープン日を迎えるというスケジュールで進めております。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 順調に進んでいることは理解いたしました。その上で再質問させていただきます。

僕の周りにも絶賛子育て中の母親たちがおりますが、母親皆様の話を聞いておりますとあまり周知されていないような気がしてならないのですが、今後はさらに周知、認知していただけるように告知などはどのようにしていくのかお伺いいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 周知の方法ですけれども、まず7月広報に掲載をさせていただく予定であります。オープンまで間がないですけれども、そういった形での周知、それとうちの部は妊産婦の方との接点、保健師中心に接点がございますので、そういった際に保健師のほうから周知をいただく、あるいはこの方はそういった休みの場を使ったほうがいいなという判断も保健師のほうで即時にできるかなというふうに思いますので、そういった方にピンポイントで利用をお勧めするというような形もあろうかなというふうに考えてございます。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 続いての質問でございます。同事業は休息や趣味の時間を提供することで子育て中の母親を応援したいと広報たきかわや新聞報道等で目にいたしました、私は少し抽象的であると感じております。子育て中の母親の皆様は施設を提供することが私はゴールではないと思っているからです。今後絶賛子育て中の母親の皆様は本市が何を計画し、何を実施し、さらに今後どのように子育て中の母親の皆様を応援していくのかをできるだけ具体的に示すべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 この事業は、24時間子供と接している母親に自分時間を提供するということを大きな目的の一つとしてございます。母親にとって自分時間の確保とは、単なる休息ではなく、心身の健康維持、育児の質の向上、家族関係を良好に保つことにもつながる重要な要素だと思っています。これにより、母親はストレスを軽減するとともに心の余裕を持つことができ、新たな気持ちで子供と向き合え、穏やかな態度で子供と接することができると考えてございます。そうした考えの下、地域子育てセンターでのお子さんの一時預かりと併せましてお母様には2階の専用スペースでたっぷりと自分の思う時間を過ごしていただいたり、静かに休んだりしていただくという形でスタートさせていただきたいと考えてございます。ただ、子育てに係るストレスを和らげるための要素は人によって様々であるというふうに思っておりまして、2階のスペースは自由度を持たせるためにあえて現状は単独での条例を設置しておりません。こちらからの押しつけにならないよう、利用者のお声を聞きながら、それぞれの方の子育てに関するストレスを軽減できるよう、柔軟にサービスの形を変えていきたいというふうに考えてございます。

○議 長 荻野議員。

◎3、教育行政

1、旧硬式テニスコート跡地の活用について

○荻野議員 それでは、最後の質問とさせていただきます。先般の議会でも質問させていただきましたが、教育行政について、旧硬式テニスコート跡地の活用についてです。旧硬式テニスコート跡地に関しましては、5月中旬に所管の方と一緒に現場を見に行かせていただきました。テニスのサイドボールを外し、軽く整地した状態で置いてあるため、傷みがあるところもございますし、雑草や枯れ草、ごみも落ちている状態でした。雑草や枯れ草、ごみを処分して砂地の地面をならすことでサッカーの練習場に活用することも可能かもしれません。ただ、今後サッカーだけではなく多種

のスポーツに対応させられるように、安全な人工芝を整備した本市初の人工芝の屋外運動施設を整備することも必要と思料いたしますが、本市の見解をお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝の川公園内の旧硬式テニスコートにつきましては、昨年も跡地の活用に関するご質問をいただき、答弁をしております。基本的な考え方は変わっておりませんので、今ほどご提案をいただいた人工芝の設置など新たな予算をかけて再整備するといった考えは現状ございません。議員も触れておられましたが、昨年は多目的にご利用いただけるよう、ネットポストですとかコンクリート基礎の撤去作業などを行い、簡易的な整地作業も実施しているところでございます。今年度については、利用が想定される団体の方々と調整をして試験的にご利用いただく中で、維持管理の方法ですとか使用上のルールなどを整理し、遊休地の有効活用につながるよう引き続き対応してまいりたいと思います。まずは現状の環境の中で多用途に活用いただけるよう検討を進めておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長 長 荻野議員。

○荻野議員 予算の関係上厳しいのも十分理解しております。昨日の安樂議員の滝の川運動公園内のお手洗いの改修は、前向きなご答弁だったと認識をしております。ただ、現在お子様たちは、市内の公園で近隣の大人の目を気にして満足に思い切りボール遊びもできない、大声ではしゃいだり叫んだりも気を遣ってできない現状も聞いております。何とか予算をつけて子供たちに本市初の屋外人工芝の施設を造ることはできませんか、可能性はございませんか、伺います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 答弁の繰り返しになるかもしれませんが、現状においては新たに予算をかけて再整備するという考え方はございません。現状お声をいただいているサッカー団体と調整をしながら、今後他にも希望される団体、お声が出てきた際には内容に応じて対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○荻野議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荻野議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口です。通告に従いまして一般質問いたします。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、ふるさと納税について
- 2、Jクレジットの販売について
- 3、宿泊税の導入について
- 4、市内循環バスの車両広告及び停留所命名権の募集について

まず、市長の基本姿勢というふうに件名を書いておりますけれども、この4つ、歳入を少しでも増やすような考えでつくっております。民間の経営者の考え方ということなのではございますけれども、1つ目、ふるさと納税についてお伺いします。本年10月からふるさと納税のポイント制度などの改

正がありますが、その内容と本市への影響についてを伺います。また、國學院大學北海道短期大学の授業料に充当するクーポン、道内でも名寄市立大学等で実施をしておりますけれども、ふるさと納税返礼品に加えてはどうかということで見解をお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ふるさと納税についてのご質問ですが、まず令和7年10月からの見直しとしまして、寄附に伴いポイント等の付与を行うものを通じた募集の禁止、つまり寄附額に応じてポイント付与を行うサイトでの寄附の受付を禁止するという方針が総務省から示されました。この見直し後の本市への影響についてですが、現状では寄附者の皆様の動向がどのように変わってどのような影響が生じるのかということとははっきりとは見通せないというふうに思っておりますが、10月からポイントの付与がなくなるということもありますので、9月にはポイント廃止前の駆け込み需要ということがあることも見込まれますことから、事業者とも協議を行いながら、時期を逃さず、本市へご寄附をいただけるよう魅力的な返礼品を整えていきたいというふうに考えております。

それから次に、大学授業料等の支払いに利用できるクーポン券についてですが、ご質問にもありました道内では名寄市や網走市が提供しているところであり、他市の実務上の運用方法なども少し勉強させていただきながら、國學院大學北海道短期大学部とも協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは次、2つ目ですけれども、Jクレジットの販売についてお伺いします。森林の二酸化炭素吸収量を国が認証する環境価値、Jクレジットとして企業等に販売する動きが北海道や南富良野町などの道内自治体でも増え始めています。この制度は企業側にも自治体側にもメリットがあり、財政が厳しい滝川市でも検討の価値があると思われませんが、見解をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 Jクレジットの適用対象につきましては、森林経営計画に沿って適切に施業されている森林、それから新たに植林された森林、伐採跡地に人工林を育成した森林の大きく3種類がございますが、滝川市が所有しております森林で該当になりますのは、1つ目の森林経営計画に沿って適切に施業されている森林ということになってございます。道内でも大規模な森林を有する市町村や企業等が制度を活用し始めており、社会全体で環境貢献への関心が高まっていることがうかがえます。しかしながら、滝川市で該当となります森林面積は小規模であり、クレジット発行までの時間や申請や審査に係るコストを考慮しますと現時点では収益の見込みが薄いというふうに考えてございます。また、制度を活用する際にはプロジェクト計画の作成や売却先の確保など様々な課題が発生しますため、現実的には専門のコンサルに委託をしての運用となることが想定され、さらにコストが発生いたします。以上のことを踏まえまして現状での運用は考えておりませんが、この制度はより活用しやすいように改善されていくことも推察されますので、今後とも情報収集に当たりますとともに、森林経営計画の見直し等の都度、活用の可能性について検討を続けてまいります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 3つ目の宿泊税の導入については、先ほど荻野議員がしておりましたので、削除させ

ていただきます。

4つ目、市内循環バスの車両広告及び停留所命名権の募集について、本年4月から市バスの運行がスタートしました。全国でバス車両を使った様々な企業PRが実施をされております。札幌市の市営地下鉄や市電では、停留所の命名権などを公募して歳入の増収を図っています。本市も先日新しいバスの公開等がありましたけれども、こういうPR広告についての見解と今後の展開について伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 滝川市内線の車両広告等についてのご質問にお答えをいたします。

本年4月から、市が主体となり滝川市内線の運行を開始しておりますけれども、ご質問にあります運賃収入以外の歳入確保についても考えていかなければならない課題だと認識をしております。広告等の媒体として選んでいただくためには、まずは本年7月からの新規車両の導入もその一つですけれども、滝川市内線のPRに努め、多くの市民の方にご利用いただくことが最も大切だと考えております。現時点で車両広告等についての方針は定まっておりますけれども、様々な調査研究をいたしまして制度導入に向けて前向きに検討してまいります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 前向きにということなのですが、どこの自治体所有のバスにしろ民間のバスにしろ、あとは地下鉄にしろ、いろいろ広告媒体として使っていることや、例えば停留所等、あとは地下鉄だと駅に止まるときも何々病院そばの何とか駅ですとか、滝川の停留所でも車内放送、うちのFMG's k yで請け負っていただきありがたいのですが、ここの停留所は何だか病院に近いですよというような車内放送だと簡単に使ったりできますので、少しでもバス運行の負担金が減るようにしていただきたいなというふうに思います。今まであるような交通機関を使った広告はもとより、もっともっと考えて、市が所有するバス、新しいバスということなので、いろいろ考えていただきたいなというふうに思いますが、その辺をもう一度お願いします。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 再質問にお答えをいたします。

今アドバイスをいただきました部分、アナウンスの部分を含めて、車内の掲示物を設置するもの、そして、ここで降りられると便利ですよというような車内アナウンスの部分ですとか、今お話がありましたようにもっともっといろいろ考えてやっていくつもりでございます。

○議長 長 山口議員。

◎2、行政運営

1、移住促進政策について

2、冬期間の市有地及び民間の遊休地の活用について

○山口議員 それでは、次へ行きます。行政運営ですけれども、移住促進政策について、滝川市への移住を促進するために短期間のお試し移住用の専用住宅を用意して、より体験をしやすい環境整備をすべきと考えます。先日、私の番組に移住してきた人が出演したのですが、話を聞くと

滝川のゴルフ場でゴルフをしたくて移住してきたのですけれども、滝川市にそういうお試しのものが無いので、ネットで探して、深川にあったので、深川に半年住んで、やっぱり滝川にということ
で滝川で自分で一軒家を見つけて引っ越してきた方なののですけれども、移住促進をするためには移
り住んでくる人の立場を考えてそういう住宅を用意するべきだというふうに思うのです。ですから、
そういうことをするつもりはあるのかどうかお伺いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 移住促進施策についてのご質問にお答えをいたします。

本市の移住施策につきましては、現状では移住希望者向けに住まいネットワークという市内に物
件を有する事業者様から住まいの紹介を受けられるワンストップの窓口を設けております。なお、
移住希望者のみを対象とした制度ではございませんけれども、ご利用いただける制度としましては
創業支援や新規就農支援、住宅新築・改修促進事業などがございます。ご質問のお試し移住用の専
用住宅についてですけれども、昨今の近隣の自治体の事例をお聞きしましたところでは、旅行目的
に利用されたりですとか、費用対効果などに課題があるのかなというふうなことで理解をしている
ところがございます。本市でも過去に、これはもう20年近く前になりますけれども、おためし暮
らし住宅に取り組んだ経過がございますけれども、結果として費用対効果に鑑みまして廃止をして
いるところがございます。市といたしましては、人口減少下において移住も重要な施策であります
けれども、まずは今住んでいる方にいつまでも住み続けたいと思っていただけるまちづくりに注力
したいと考えておりまして、現時点ではお試し移住用の専用住宅を確保する考えはございません。

○議 長 山口議員。

○山口議員 今の答弁だと住んでいる人が住み続けるようなまちにということで、それはいいので
すけれども、それだけをやっているとどんどん減ってく一方になるので、やっぱり新しい方が市外
から来ないとまちの人口は減る一方だというふうに思うのですけれども、ここはやっぱり大事なこ
となので、いる人を守ることだけではなくて、新規の入り込みを増やすというものも並行し
てやるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 定住に注力していきたいということでご答弁もさせていただきましたけれども、も
ちろん移住ということも重要だというふうに考えております。この定例会の中でも地域おこし協力
隊の人を定住に結びつけるですとか、今移住についてのご質問も受けておりますので、専用住宅と
いうのはちょっと今のところ考えはございませんけれども、増やす方策についてはどのような方法
がよろしいのかということについては勉強を引き続きしていきたいというふうに思っております。

○議 長 山口議員。

○山口議員 それでは次、2つ目、冬期間の市有地及び民間の遊休地の活用についてお伺いします。
市所有の小規模な空き地や冬期間は使用不可の敷地など、また民間所有の遊休地などを周辺住宅の
排雪地として利用してはどうでしょうか。道路への違法な雪出しが減少し、歩行者などの交通安全
確保対策にも寄与すると思われますが、見解をお伺いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 冬期間の遊休地の活用についてのご質問ですが、市有地、それから民間所有地ともに排雪地として行政が行うとした場合には、利用に当たって仕組みづくり、冬期間の管理の方法、トラブルが発生した際のルールづくり、こういったことに加えてその地域ごとの状況に応じた対応が必要となるということが想定されますことから、設置については困難であるというふうに考えております。市民の皆様には、自らが所有または管理する敷地内の雪につきましては堆積スペースや排雪方法を確保していただくなど、その敷地内において適正に処理することを基本原則とし、道路への雪出し等を行わないなど雪処理のルール及びマナーを守り、冬期間の生活環境の確保に努めていただきますようご協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議 長 山口議員。

○山口議員 民間地等の排雪としての利用なのですけれども、全国の他の自治体ではやっているところもあるわけです。仕組みとしては、民間地を充てると固定資産税を半額にするとか、そういう方法でやっているのですけれども、なぜこういう質問をするかということ、だんだんお年寄りばかりのまちになってくるわけです。例えば市で排雪をしてくれていたりしますけれども、自分で本当に少量のところの雪はねもできないようなお年寄りが遠くまで車で行けるかということに行けないわけです。年を取っていくのと空き地が町内に増えていっているのが現状なのです。ですから、そこを有効的に使って、自分たちの庭先の雪だったりというものを処分できるような仕組みづくりをしていかないと駄目なのではないかなというふうに思います。もう一度答弁をお願いします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問をいただきまして私どものほうでもほかの自治体の事例をちょっと調べさせていただきましたが、ご質問にあったような同様の事例というのは確認ができなかったところです。中には固定資産税を2分の1減免するというお話もありましたけれども、市が排雪地として借り上げて行った場合にはそういった仕組みを導入されているまちもあるというふうに確認はしましたが、そういった場合でなければやっている事例は確認ができなかったところです。その上で、高齢化ですとか、そういったことに伴って排雪ができない、自ら処理ができないというようなことに対応する仕組みとしてこういったことが必要なのではないかというお話かと思いますが、先ほどもご答弁をさせていただいたとおり、無秩序に雪の堆積が行われたり、それから春先まで残る残雪、それから融雪水、発生したごみの処理、それから利用する住民の皆さん同士のトラブルが発生した場合の対応というようなことも懸念されます。それと、そういった空き地が特定の地域のみが発生するといった場合には公平なサービスということが難しいというふうなことも生じるかというふうに思っております。ただ、先ほど再質問がありました高齢の方がこれからこういったふうに冬期間の排雪、それから処分、処理をしていく仕組みを整えていけるのかということについては、これは一つの大きな課題というふうには考えておりますので、そういった方法があるのか、こういった援助ということが必要になってくるのかということは引き続き検討、勉強してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 山口議員。

◎ 3、市民生活行政

1、空き地及び空き家対策について

○山口議員 それでは次、3つ目、市民生活行政、空き地及び空き家対策についてお伺いします。本年4月に国土交通省から公表された空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインを受けて、滝川市はより踏み込んだ具体的な空き地と空き家の対策を進めていくのか、考えをお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 空き地及び空き家についてのご質問ですが、議員のご質問にあります空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインは、近年全国的に空き地の増加が顕著であり、今後一層の増加が見込まれることを受け、管理不全や利活用という課題に対する対策の方向性等が示された指針と認識をしております。本市の空き家対策については、令和4年3月に策定いたしました滝川市空家等対策計画を基に、主に危険な特定空家等への対策を推進しております。昨年度には市内全域の実態調査を行ったところですが、今年度は実態調査によって判明いたしました空き家の所有者等に使用の見込みですとか管理状況、売買等の意向のアンケート調査を実施し、今後の具体的な対策の検討を進めたいというふうに考えております。一方、空き地対策でございますけれども、空き地の所有者に対し、適切な管理を行うよう要綱に基づく指導を実施しておりますが、空き地に特化した条例や対策計画の整備は行っておりません、さらに踏み込んだ対策については検討に至っていない状態でございます。空き地と空き家では課題や対策内容が類似する部分がございます。ガイドラインでは連動した対策の推進が望まれておりますので、今後ガイドラインの内容や他市の先進事例等を参考にしながら必要な対策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 再質問します。

まず、空き家ですけれども、空き家の損壊によって隣の家によしかかって壊したとか、壁を突き破ったなどというのが町連協でも報告があるのですけれども、それと同じく、空き地に限れば雑草が夏場はすごくうっそうとなっていて、虫がすごくて周りの住宅がとても迷惑を被っているのです、一応連合町内会とか町連協で仲立をして、所有者に市から連絡をしてもらったりしていますけれども、実際にはそこまでほっておいて全然関知しない所有者にとっては何にもしてくれないわけです。ですから、周辺の民間の方々が雑草をこちらで取りますよって言うても、それも駄目で、所有者の許可がなければ草刈りもできないという状況なのですけれども、そういうものを踏まえて、これからどういうふうに変えていくのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 まず最初に、今空き家のほうのお話ございました。私がここに来て1年少しですけれども、その間に空き家が倒れたというような事例はなかったのです。ただ傾いている事例というのはございます。いつ倒れるか分からないですよというのを角度を測ったりしているという事例がございます。これについては、必要に応じて代執行等が必要な部分について行っていくということになります。その上で、空き地でございます。お話がありましたとおり、所有者の方に市のほうから文書で連絡をする、要綱に基づく指導をするというのが、現在行っている対応ということで

ございます。

現状空き地単独で考えるとそういうことでございますけれども、空き家対策を進めていこうというふうに考えております。代執行というのいろいろな手をかけたりしておりますけれども、例えば代執行を行って建物を全て除却するとそこは空き家問題から空き地問題になります。空き家問題しかやっていないのだから、そこはあとは放置するのかというと、必ずしもそういうことではなくて、放置するのではなくて、次は何だということになりますと利活用ということになってまいります。空き家についてもそのまま利活用できるものは利活用し、空き地についても除却した後の空き地を利活用、こういうことが必要だということで、どんなスキームができるかなということを民間事業者の方等ともお話といたしますか、そういう取組を模索している段階でございます。このような段階でございますので、まずは空き家対策を進めていくという中で、こういうスキームも確立していければいいなというふうに考えてございます。こういうスキームができることで当然空き地問題にも対応できる部分もあるのかなというふうに考えている部分がございますので、こういったことを考えているということをご理解いただければというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 空き地のことに關することなのですけれども、所有者を市では教えてくれないわけです。町内会からお願いをしても教えていただけないので、所有者に市から連絡をしますというふうになるのですけれども、そういう場合に雑草等を町内会で取っていいのかどうかという許可を求められないものでしょうか。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 空き地の関係でございます。山口議員からお話がありましたとおり、所有者を基本的に教えられないというのは個人情報の観点からということでございますけれども、このような方については市のほうから文書なりで連絡をしております。基本的にまずは文書で、電話番号は私どもも知りようがない部分がございますので、文書のほうで指導しております。そこしかたどり着けないような部分については、その先の対応といたしますか、いうことはできない部分はあるところでございますけれども、文書の中に今書いているのは、雑草がひどい状態になっているので、刈ってくださいと、刈るとして市内の業者としてはこういうところがありますよという紹介がございます。そういった中の一つの取組として、町内会等でご希望がある場合はそのような部分の記載をするということも少しずつ検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

◎4、保健福祉行政

1、高齢世帯の見守り・介護対策について

2、5歳児健診について

○山口議員 それでは次、保健福祉行政ですけれども、高齢世帯の見守り・介護対策についてお伺いします。昨年、国立社会保障・人口問題研究所から発表された北海道内の65歳以上の高齢世帯推計では、独り暮らしの割合が2050年に46.2パーセントに達し、5世帯に1世帯強が独居

になると言われております。滝川市でも毎年独居老人の死亡が見られますが、このような推計結果を背景として、高齢者の見守り、介護対策の現状と今後の展開についてお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 現在滝川市では、高齢者の見守りとして高齢単身世帯を対象に安否確認を目的とした乳酸菌飲料の宅配サービスや高齢単身世帯または高齢夫婦世帯を対象に安否確認と栄養改善を目的とした配食サービス、緊急時に簡単なボタン操作で消防署につながる通報装置を設置するサービス、市営住宅内で朝夕の2回安否確認を行う老人特定目的住宅への入居サービス等を実施しております。また、高齢者見守り安心ネットワークを構築いたしまして、高齢者の異変時や緊急時には市内の企業や事業所と連絡、連携し、速やかに対応しております。これらのサービス利用やネットワークの対象については、年齢等の要件はありますが、介護を要しない世帯においても利用可能であります。対象世帯のみならず、例えば遠方に住んでいる、自身も高齢であり見守りが困難である等の理由で見守りを行えない身内からのニーズも高いことから、今後も介護の有無で対象を狭めることなく、こういったサービスを継続していくことが必要であるというふうに考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは次、5歳児健診についてお伺いします。5歳児健診は、未就学児の発達障がい早期発見するのに有効的な施策と言われております。本当はもっと早い段階がいいのですが、健診費の半額が国費補助となっていることから、2024年度末の道内実施自治体数は48自治体となりました。5歳児健診の実施に対する市の考え方をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 5歳児健診の目的でございますが、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長、発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ることとされてございます。本市の乳幼児の発達支援体制でございますけれども、こども発達支援センターを中心に保健センターでの乳幼児健診、相談と3歳児以降の保育所、幼稚園との連携体制を構築しております。さらに、昨今は発達障がいについての社会的な関心の高まりもありまして保護者からの直接の相談というのも増加しているところでございまして、現状のこの連携体制によりまして市内5歳児の約2割に当たるお子さんに対して何らかの相談、療育支援が行われている状況にございます。

このような体制によりまして、発達特性に対する早期対応についてはかなり高い捕捉率、成果を上げているというふうに判断してございますけれども、これに5歳児健診を実施することによりまして早期発見、早期支援体制のさらなる充実を図ることができるというふうに考えてございます。加えて、5歳は就学を控え、集団生活での経験や生活習慣について保護者の不安、心配が高まる時期でもあり、子供への関わり方や生活習慣等について保護者と振り返り、就学の準備を支援させていただくのに適切な時期であることから5歳児健診の実施は非常に有益と滝川市としても考えているところでございます。

国は1か月児健診、5歳児健診に対する国庫補助を示しまして全国的な実施を進めているというのは先ほど議員からのご質問にもありましておりでございますけれども、これを受けまして本市におきまして両健診の実施を検討した経過がございます。その結果、まず1か月健診費用の助成事業を今年度より開始しているところでございます。一方の5歳児健診の実施に当たりましては、保育所、幼稚園、教育部との連携など関係職種、部署との連携が必須であり、特に小児科医師の稼働等が課題となっております。また、健診後の受皿としての支援体制の強化、これも併せて進める必要があるというふうに認識してございます。これらの課題を整理し、効果的な健診体制を確保して実施できるよう、今後引き続き協議、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 長 山口議員。

◎5、病院行政

1、病床数適正化支援事業について

○山口議員 それでは次、病院行政、病床数適正化支援事業についてお伺いします。北海道新聞掲載の厚生労働省の病床数適正化支援事業の突然の条件厳格化は、全国の自治体病院に衝撃と困惑を与えました。ある参議院議員に問い合わせたところ、北海道が配分を差配するので、公立病院にはゼロ回答ではないとの回答がありました。アンケートが来たと思うのですがけれども、そのアンケートに対して病床数最大50というふうに私は聞いているのですがけれども、市が当初のアンケートに答えた病床数とその応分の金額をお伺いしたいと思います。大体1ベッド410万円というふうに記載をされております。また中空知地域医療構想との関係もありますので、その辺を鑑みて市の見解と、それから市立病院の影響についてお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 病床数適正化支援事業についてのご質問ですが、厚生労働省で医療施設等経営強化緊急支援事業の取組の一環として病床数適正化支援事業を本年2月に決定いたしました。時間のない中ではございましたが、当院といたしましても要望調査に早急に回答していく必要がありましたので、変更は可能という確認を得ながら、2月段階で判断可能なレベルでの病床の削減については実施可能との判断を行い、提出をしたところでございます。

この制度につきましては、休床分も含めて1床当たり410万4,000円という非常に有利な形での補助金でしたので、財源としては非常に大きなものとなる期待もしていたところでございます。要望調査にお答えしました詳細な病床数につきましては、他の自治体病院とのバランスや兼ね合いもございますので、現段階では具体的に公表することは差し控えさせていただきますが、厚生労働省が本年4月11日に通知した第1次内示額の事務連絡においては一般会計の繰入等がない医療機関との条件が付されておりました。実質的に自治体病院を対象外とする内容が後づけで示されたということになります。この緊急支援事業につきましては、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対する様々な課題に際して生じる負担についての支援という趣旨のものでございましたので、まさに当院が直面する情勢に一致するものでございます。後づけで対象外とされたことは、大変遺憾なことで受け止めてございます。今後におきましても、全国自治体病

院協議会や北海道市長会など関係団体と調整の上、粘り強く予算化を求めていきたいと考えております。

○議長 長 山口議員。

◎6、教育行政

1、不登校の児童生徒対策について

○山口議員 それでは最後、教育行政です。不登校の児童生徒対策についてお伺いします。本年6月にスタートする北海道教育委員会の不登校児童生徒対策メタバースd e居場所に全道12市町村が参加をすると表明したということですが、滝川市も手を挙げていますけれども、本市の対象人数と事業内容及び期待する効果についてお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校の児童生徒対策についてのご質問でありますけれども、初めにこの事業の概要について申し上げます。この事業は、北海道教育委員会が多様な学びの支援の充実に向けた取組として打ち出しているものであります。メタバースを活用して不登校の小中学生に学びの場や居場所を提供する事業でありまして、令和7年6月から令和8年3月までの期間、平日1日当たり約4時間、個別の学習や交流活動、さらに教育相談などをオンラインで行いまして、教員の経験者等の支援員が常時対応するというものになっております。

次に、対象となる児童生徒についてでありますけれども、道教委は市内小学校5、6年生並びに中学生を対象とするという方向性を出しておりまして、本市としましてはその中で特に学校へ登校できない、また適応指導教室などへも通えていない、そういった児童生徒を本事業の対象者とする事としたいと考えているところであります。人数といたしましては、昨年度3月末で8名おりましたが、最新の数値としましては今年度5月末の段階で4名が本事業の対象者として挙げられる状況であります。

最後に、期待する効果であります。3つございます。1つ目は学びの機会を確保すること、2つ目が社会的孤立の防止、3つ目が学校復帰であります。これらが進路選択の足がかりとなり、事業の効果として期待しているところでございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 不登校児童の対策については、これまで教室に行けない、校長室とか、それから教育センターとか、いろんな対応をしてきているのですけれども、このオンラインの居場所づくりも同じようにその中の受皿の一つというふうに受け止めているのですけれども、ほかの例えばセンターに行っている方々との待遇というか、そういうものはそのまま引き続きいろんなところでやって、なおかつこのメタバースもやるということで理解していいのでしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 議員ご指摘のとおり、今までの取組は今後も続けてまいります。新たにこのメタバースという方法も取り入れながら、学びが全く外とつながっていない、社会的なつながりも人とのつながりも全くないといった部分のところを子供たちの勉強ですとか人とのつながりをつくる

ものとして新たに加えていく部分でございますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 新政会の田村勇でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎ 1、税務行政

1、固定資産税について

最初に、固定資産税についてでございますが、共有者の土地の固定資産税の納付書を代表者に送付していることは認識をしていますが、問題は代表者は持分の納税を期限内に納付し、一部の共有者が滞納して払っていないという場合でございます。既に代表者は納付しているのですが、納付していない共有者がいるために代表者へ催告書を送付している。この場合、代表者としては非常に憤りを感じるわけですが、この納付書を遅延者へ直接送付すべきと思いますが、考えを伺います。また、併せて家屋の取扱いもお願いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 地方税法では、租税の確保を図るため、共有物等に対する地方団体の徴収金は納税者が連帯して納付する義務を負うと規定しております。つまり共有物に対する固定資産税については、共有者は各持分に関係なく、それぞれが全額を連帯して納付する義務を負います。これは、土地の場合もそうですし、併せてお伺いがありました家屋の場合も同様というふうになります。このため、地方税法において準用いたします民法の連帯納税義務の規定によりまして、納税通知書についてはその全額を記載した上で連帯納税義務者の一人に対して行ってもよいし、同時または順次に全員に行ってもよいということになっているところでございます。

滝川市においては、地方自治法に定められておりますとおり最少の経費で最大の効果を上げるべく、連帯納税義務者の一人を代表者と定めて納税通知書と納付書を送付させていただいております。また、督促状につきましても、共有者の一部が自分の持分部分だけを支払っていただいても他の方がお支払いしていなければ税額全体の支払いが完了にはなっていないということから、納税通知書同様の考え方から代表者に督促状を送付することとしております。今後自治体情報システムの標準化が始まってまいりますけれども、納税通知書や督促状の取扱いについて全国的に統一するという可能性もございますが、現時点におきましては現状の取扱いにより運用してまいりたいと考えているところです。

以上、基本的な考えということではございますけれども、田村議員から貴重なご意見をいただいたということで、参考にさせていただきながら引き続き市民の皆さんが納付しやすい納税環境を整えるべく努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 田村議員。

◎ 2、病院行政

1、滝川市立病院の経営について

○田村議員 それでは、次に参ります。病院行政ですが、本日、昨日と大勢の議員方が病院についての質問をされました。それぐらい関心のある大事な問題だというふうに思います。私は、経営数字ではなく、職場の風通し、組織やシステムの懸案部分を根本的に見直し、改善することが喫緊の課題でないかというふうに思います。

そこで、お聞きしますが、1つ目に5階44床の休床の再開、または利用の条件、時期等をお伺いしたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 休床している5階東病棟の再開等に関してのご質問ですが、昨日の三上議員のご質問にも答弁させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行してからコロナ禍以前の入院患者数に戻らない状況に加えて、常勤医師の減員の影響もあり、入院患者数の増加を見込むことは一層厳しい状況にあると考えております。令和6年12月に副院長を委員長とする市立病院幹部職員による経営改善検討会議を設置し、現行の手術や2次救急などの急性期機能は維持しつつ、適正な病床数への見直しについての議論を行っており、関係機関と協議調整の上、7月末までに方針を決定する予定としており、その中でご説明申し上げますので、ご理解願います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 後の質問の関連もございますので、2番目の質問をしっかりと聞いておきたいのですが、経営難の根本的な原因は何かということをお願いしたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 経営難の根本的な原因についてのご質問ですが、収支が均衡していない原因には大きく3つあると考えております。1つは新型コロナウイルス感染症関係の補助金、交付金がなくなったこと。2つ目には患者の受療動向の変化により患者数が減ったことに加え、医師の減少も相まって診療収益が落ち込んだこと、3つ目には人件費及び経費、診療材料費などの費用が物価高騰により増加しているにもかかわらず診療報酬改定が伴わないため、収支バランスが悪化していることが挙げられ、これらの原因が一気に押し寄せたことにより経営状況が厳しくなったと考えております。全道、全国の医療機関においても同様な原因でかなり厳しい経営状況に置かれており、2023年度、令和5年度決算で全国854公立病院のうちの約7割が赤字、総務省では、2024年度、令和6年度の決算ではさらに悪化すると見込んでおり、全国自治体病院協議会、北海道市長会、全国知事会など様々な関係機関、団体から、令和8年度の診療報酬改定前の期中改定や賃金、物価上昇に応じた公定価格の適切な反映などを求める診療報酬改定に対する要望、病床数適正化支援事業の予算確保を含めたさらなる補正予算の要望など、地域医療の最後のとりでである自治体病院が引き続き健全な運営ができるよう、要望活動を進めているところでございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きます。要旨の3番目になりますが、今まで何度となく優しく質問

させていただいておりますが、なかなか改善できないでいる今の現状を鑑み、これはまずい、もっと深掘りして、市民にも現状をご理解いただき、協力をお願いしたいと思い、質問をさせていただきます。若い職員の育成をどのようにされているのか。また、意見箱、目安箱のことですが、設置状況とその取扱いについて、そして若い看護師に対する医師や上司の苦情等をどのように把握しているかということなのですが、ここには3つのご答弁をいただきたいのですが、まず若い看護師の育成、それと意見箱のこと、それと医師や上司の苦情のこと、その3点をご答弁願います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 若い職員への育成等へのご質問ですが、新採用職員には新入職者オリエンテーションを実施し、院内のルールや職員としての心構え、接遇に関する研修を行っているほか、各所属においても内部、外部研修を行い、日々研さんに努めております。また、看護師を例に挙げますと、当院ではプリセプター制度を導入しており、先輩看護師が新人看護師に対してマン・ツー・マンで技術面の指導教育を行っております。

意見箱につきましては、1階ロビーや2階エレベーター前、各階病棟のデイルームなどに計8か所設置しておりまして、投函される内容は主に患者様からのご意見ではありますが、内容に応じて各関係部署に回付して、苦情やご意見などの内容を共有し、最終的には院長まで決裁の上、1階のコミュニケーションボードや住所や氏名等が明らかな場合については直接郵送で回答しているところです。また、当院には院内暴力等対策指針を設けており、对患者様のみならず、職員から職員に対する身体的暴力、精神的暴力に対しても事務部が担当となり、対応する体制を確保しており、ご質問にあったように若い看護師から医師や上司に対する苦情等があれば事務部へ申し入れるように周知しているところでございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、再質問をさせていただきますが、院長や管理職員に対応が難しいのは、医師派遣の問題もあり、ほったらかしで泣き寝入りするしかないというような空気が非常に強い。これは、現場や、あるいは退職した医師、看護師等にも通告として私のほうに寄せられたことでございますが、そういうふうに泣き寝入りをしなければならない状態なのか、あるいはまた報復が怖くて話せない、そういうようなことも聞いております。そういうようなことから、疑念を抱かざるを得ない。真実を伺いたいと思いますが、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 再質問について答弁したいと思います。

先ほど意見箱の話もいたしましたけれども、そちらについては患者様からのご意見ということでお伝えいただきますが、内部的に例えば外来だとか病棟でこんなことがあったということがあれば、業務報告書だったり、あと患者から直接こんな出来事があったのであれば、苦情、意見、報告書という形で看護部から事務部のほうに報告があります。あと、ハラスメント的な事案であれば、相談者本人が事務部のほうに申し入れて、事務部のほうで内容の確認や事情聴取をして、要綱に基づいて対応しているといったところでございます。先ほど泣き寝入りや、報復が怖いというようなお話もありましたけれども、現時点で直近でそういう報告はどういうのがあったかといいますと、看護

師に対する医師の発言についての報告は確かに1件ございました。実際に事務課長のほうで当該看護師に対して聞き取りは行いましたけれども、ハラスメントとしての訴えではなくて、院長をはじめとする病院幹部にこんなことがあったという事実を報告したかったという申出ということで確認しておりまして、それ以外については事務部にこのような仕組みを使って報告をされたという申出はない状況でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に参りますが、4番目の医師の勤務に対するマニュアルはあるのか、それとも各医師に任せての勤務なのか伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医師の勤務に対するマニュアルに関するご質問ですが、当院では毎年4月に赴任してきた医師に対して業者による接遇研修を含めたオリエンテーションを開催しております。その中で、院内での基本的なルールや診療に当たっての手順等を各所属から説明しております。その内容はファイリングしてありまして、全ての医師に配付しております。その後につきましては、各診療科のトップである課長からの指示により行動することになります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、再質問をさせていただきますが、以前にも指摘したのですが、昼からしか出てこない医師、あるいはパワハラ of 医師、そういう方が数名いると、今もいるのかと聞いたら、いるというような内部告発的なものがあります。そういうことについて把握していますか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 再質問についてご答弁したいと思います。

昼からしか出てこない医師やパワハラ of 医師がいるかどうか、そういう告発があったかどうかということですが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、そういう報告については看護師に対する医師の発言ということで内部で情報共有したかったということで上がってきた1件のみで、現在昼からしか出てこない、パワハラ of 医師がいるといったことに関しての内部告発の内容については事務部としては受け取ってはおりません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、要旨の5番目に移りますが、内部告発的な相談があるのかを伺います。今ないということがあったのですが、ない理由は何なのかということは既に分かっているのだと思うのです。それは、相談したくてもできない、報復が怖い、こういう事態が起きるのでないかというふうに危惧されているからです。こういうものに対する改善点をお聞きします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 まず、内部告発的な相談が実際にあるのかというご質問については、先ほど申し上げたとおり事務部に対して報告された相談はございません。報告したくてもできないといったことや、そういった環境かどうかということですが、先ほど申し上げました業務報告、あと苦情等の報告書、それからハラスメントに対する申入れ、そういった仕組みについては院内の各職員についても周知しておりまして、そういう問題が出てきた場合必要があれば報告してくださいという

ことでは院内にアナウンスしておりますので、相談したくてもできないという環境には少なくともないという認識でございます。それがまだ足りないということであれば、さらに周知を図っていきたいと思います。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次の6番目ですが、病院事務局は営業数字しか関知していないのか、あるいは勤務状態等をどれぐらい管理するとしたらしているのかお聞きします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院事務局が営業数字しか関知していないのではないかとというご質問ですが、経営上の報告につきましては、患者数、収益、現金の状況などについては厚生常任委員会の中で定期的に報告させていただいております。市立病院は職員総数600人規模の巨大な組織であり、それぞれの立場で業務に当たってもらっている中では様々な問題は当然起こり得るのかなと思っています。事務部としては、院内の様々な情報を把握して、対応が必要なものについては院長も含め関係部署と打合せ、調整を行ったり、対応を求めたりということで進めてはいるところで、田村議員からこういうお話をいただいて、議員というお立場上いろいろお話を聞くことも多いかと思いますが、改善すべきこと、気になることがあれば、ぜひまたご意見をいただければと思います。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に移りますが、これは人事権を持つ市長にお伺いをいたします。働かない医師は辞めてもらうぐらいの指導が必要だと思うのですが、市長の見解を求めます。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 田村議員のご質問でございますが、どれを指して人事権と言うのかなと私は思いました。病院経営に関しましては、院長並びに副院長、そして病院事務部長をはじめ、スタッフの皆さん方をお願いをして運営をしていただいております。医師の働き、勤務状況等々、また医局へのお願い、そういうものについて私が把握している部分は非常に少ないところがございますので、それをどのように判断をし、そのような人事権を行使できるかということは非常に難しい問題でございます。これが全適とか、そういうものであれば病院側で行うということになりますが、一部適用の市立病院においては確かに私には人事権の一部があるというふうに思いますが、私はその人事権を行使するといえますか、それに対して認識を持っていないというふうにご理解をいただきたいと思っています。

○議 長 田村議員。

○田村議員 この病院にはいろんな問題があって、言えない部分はまだまだたくさんあるのです。でも、改革すべき時期だなというふうに思います。

最後の質問であります。令和7年4月から6月末までの医師及び看護師の退職数、予定を含めてお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医師及び看護師の退職者数に関してのご質問ですが、今年度に入ってから6

月までの退職予定者は現時点ではおりません。

○田村議員 終わります。

○議長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従い、質問を行ってまいりたいと思います。

◎１、市長の基本姿勢

１、持続可能なまちづくりについて

初めに、持続可能なまちづくりについて質問させていただきますが、今回のこの定例会において介護人材不足の問題、あるいは病院経営の問題、下水道の問題、様々な将来に向かって大きな問題が山積しているという指摘がそれぞれの議員からありました。そういったことも含めてこの質問をしてまいりたいと思います。本年４月３０日現在、本市の人口は３万６，１８１人となっております。ピーク時の昭和５８年、１９８３年の５万２，００３人に比べ、３０パーセント以上も減少しているという状況にあります。市政運営への影響は、非常に顕著なものとなっております。このような人口減少が市政運営に与える主なものについて現状どのように捉えているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 持続可能なまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が令和５年に公表しました地域別将来推計人口におきまして、本市の人口は１０年後に約３万２，２００人、２０年後には約２万７，６００人まで減少すると推計されております。このまま人口減少が進んだ場合、今後市政に及ぼす影響は多岐にわたるものと危惧しておりますし、引き続き人口減少への対策を講じていく必要があると認識しております。

ご質問にあります主な影響としましては、各種公共サービスの提供、あるいはその手法等について影響があるというふうに想定されますけれども、極力市民生活に支障がないよう配慮しつつ効果的な整理を行っていく必要がありますので、市民サービスの把握に努めながら慎重に検討を行い、段階的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 様々な問題が出てくるのだろうと、それに備えてやってまいりますよというようなご答弁だったと思います。将来的に１０年後あるいは２０年後にこのような人口になるから、行政サービスが不足しないような対応も考えていきたいというご答弁だったと思うのですが、間に合わないと思うのです。もう今このときに何らかの手を打たなければいけない。この状況をもっともっと厳しいこととして理解していかなければいけない。私はそう思っているのです。今回の定例会でも、介護人材をどう確保していくのか、これは喫緊の課題なのです。財源の確保の問題も出ておりましたが、これも喫緊の課題なのです。これは、想定されるべき状況を何とか克服していきましようという掛け声だけでは私は解決していかない問題なのだと思うのです。ですから、もっとより具体的

にこの問題についてしっかりと今答えを出していく、そういう時期にあるのです。3年後に答えを出すのでは私はもう手後れだと、そう感じているのです。そのことについてもう一度お考えをお伺いしておきたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 再質問いただきまして、次の質問にもつながっていくのかなというふうに思いますが、最初の質問の影響の部分若干補足をさせていただくとしますと、一般論というふうにもなりますけれども、滝川市も該当するなというところがございますけれども、いろんなサービスの低下があるだろうというふうに思います。これは、市役所が行う公共サービスだけではなくて、民間のサービスも低下していくおそれがあると、あるいはインフラの維持等も深刻になっていくと、地域経済が労働力人口の減少によって縮小していくとか、あるいは公共施設の統廃合、学校の問題ですとか、公共交通の問題ですとか、そしてお話がありましたけれども、財政の問題など、影響については大きいものがあるというふうに思います。市としては、多分限られた財源というふうになりますので、持続可能なまちづくりのために実施していく施策というのも限られてくるものというふうに考えております。掛け声だけではなく、答えを出していくということについては次のご質問で答えをさせていただこうかなと思っている部分もございますけれども、現実的には今何年後ということではなくて、もう今々こうしたことに向けて取り組んでいる、具体的な内容もあるというふうに私は思っております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 次の質問にも重なる部分が確かにあるので、お答えしづらかったのだと思います。ただ、私がここでお話ししたいのは、例えば以前の議会の質問でも指摘をさせていただいたのですが、例えば水道事業も将来的な市民の負担をお願いする時期にもう既に来ている。これは、下水道事業もそうですし、あるいは他の事業でも、例えばごみの問題一つ取っても、これは行く行くは市民負担を増大せざるを得ないという、もう目の前にそういう時期が来ているのに、そういった発信を市として行われていないということを非常に私は危惧をしているのであります。やはり市民にそういった厳しい局面もしっかりと訴えていく時期なのではないかということで今回この質問をさせていただきました。非常に困難です。持続可能だと簡単には言いますが、持続はしていけない現状にある。ただ、ここまではしっかりとやっていくということを今やっぱり市民の皆さんにお伝えすることが必要なのだと私は思っております。

その上で、2番目の現時点で考え得る人口回復策についてお尋ねしたいと思いますが、総合計画等々にこれに対する答えは幾つも載っているのですが、より具体的に現時点で考えられる人口回復策についてお伺いをしておきたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 人口回復策についてのご質問にお答えをいたします。

本市では令和7年3月に第3期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、当面の人口減少回復といいますか、緩和を目指しまして、地域産業の育成や雇用の創出、子育て支援や特色ある教育の推進、交流、関係人口の拡大に向けた取組を推進しております。第1に、滝川市

にお住まいの方々に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思っていただけるまちを目指し、定住の取組に注力していきたいと考えております。一方で、市外の方々からもより滝川市に興味を持っていただき、移住につなげていく視点も重要であると認識しておりまして、最近では新規産業の進出等もいただいておりますので、そういった追い風も活用しながら滝川の特徴を生かした移住施策の可能性を今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

具体的な策といたしましては、この定例会でもご質問いただいておりますものもありますけれども、子育て支援施策の充実であります。例えばこの4月にはこども家庭センターを開設いたしましたり、先ほども質問がありましたけれども、レスパイトケア事業を開始いたしましたり、住宅新築・改修促進事業でありますとか、学校教育、それから社会教育の魅力化、今年はたきかわっ子ワクワクまなびプログラムなども取り組みます。それから地元就職対策としての奨学金の返済支援ですとか、あるいは産業支援のための助成事業の創設等、こういった細かい施策では今申し上げたようなことも取り組んでおりますし、人口減少緩和策というふうになりますけれども、こうした事業に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 少子化対策ですとか移住ですとか、様々あるのでしょうけれども、なかなか将来的な展望を見いだせるだけのものに積み重なってはいかないなという感じがするのです。これは今までも滝川市が一生懸命取り組んできたのですが、やはり企業誘致等々についてもう一度掘り返していく必要があるのではないかなと思うのです。物流拠点としての歩みも確かにありまして、それなりの成果も上がりました。航空宇宙分野の部分でもこれから期待がされるのでしょうけれども、それを人口回復にしっかりとシフトしていく、そういう施策として磨き上げていく、その努力について現状どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 非常に大きなご質問ですので、私のほうで答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来の柴田議員のご質問、介護人材の不足ですとか、様々なものをおっしゃってありました。確かに市が今取り組まなければならない喫緊の課題ではございますが、それが全てが随意筋ではございません。不随意筋の部分もたくさんございます。いわゆる介護報酬の問題ですとか、様々な問題は国の問題でございます。それが解決しない限り、滝川市のみで解決できる問題ではないということで、それは訴えていかなければいけない問題ということに思っております。

また、下水道、水道、ごみ処理、これは広域行政で行っております。滝川市単独では行っておりません。広域的な中でどのように考えていくか、中空知というこの地域の中でどのように考えていくかという連携が必要でございます。病院もしかりでございます。地域連携医療法人を目指すという可能性も今後出てくるわけでございまして、砂川、滝川等の病院がどう連携していくかということも大切な問題でございます。今滝川市は3万6,181人、今日入り口を見ましたら146になっておりましたが、中空知はもう9万人を切ろうとしております。その中において喫緊の課題は、確かに人口減少、それに対する対応策ですけれども、自分たちのこの地域の人口をどうこれ以上減らさないでいくか、どうコンパクトにまとまっていくかということが私は1つであるというふうに

思っております。

その中において、先般ILO分析をした北洋銀行の本が出ました。インバウンド、ローカル、アウトバウンド、これらの動向を分析した本でございます。滝川を中心とした中空知の分析が出ております。私は、非常に興味深く読みました。それによって、それぞれのまち、それぞれの自治体の特性を生かしながらどう連携していくかということを考える機会となったわけでございます。それを見ていて思ったのは、私は滝川市の役割はこの中空知においてサービス産業を中心としたまちであるという位置づけがございます。そして、今宇宙産業というL e t a r aのおかげで新しいきっかけをつくろうとしている。また、赤平にある関連産業等々と連携をして、この地域にそれらを誘致する動きを連携をしながら行っていくということが必要であり、滝川単独では難しいだろうなというふうに思っております。

物流拠点ということでございますので、これから農業の様々なものが出るときに、それを貨物で行くのか、トラックで行くのか、それとも自動運転のトラックが動く時代になればインターチェンジを利用して、あそここのところにいわゆる運転手のいないトラックが連携する場所をつくるのか、様々な問題に取り組んでいくという可能性はあろうかと思えます。でも、私が今考えているのは、その前に今生活する場所として滝川が支持されて、滝川から砂川、赤平、芦別、奈井江、様々な場所に働きに行っております。それぞれ会社があるからです。そういう方たちに支持されるまちであるということは、私は助かっているなというふうに思っております。最近話題として市民の皆さん方、そして中空知の皆さんが喜ぶのは、スタバさんが来た、よかったねと、吉野家さんが来てくれた、よかったねと、滝川以外の方々にも喜んでいただいている。そういうことを考えたときには、やはり滝川市の魅力を高めるために、そのような産業、食産業等々を持ってくるのも一つの、また医療産業を持ってくるのも、回転ずしを持ってくるのも一つのこの地域での活性化につながる。それは、雇用にもつながりますし、新たな産業としての位置づけにもなるかもしれない。そのようなことを考えていくという方向性を私は持っていきたいなというふうに思っております。

確かに産業を持ってくるというのは大変でございます。ラピダスの効果云々の安樂議員の答弁に申し上げましたけれども、ラピダス効果、この地域はほとんどあり得ないです、どう考えても。それならば、宇宙産業というきっかけをどう利用するか、またスカイワーケーションというグライダーをどう活用していくかと、そのようなことをしっかりと考えていく。しかしながら、これよりいかに小さくならないか、小さくなっていくにもコンパクトにどううまくまとめていくか、私はそちらのほうに観点を置いていきたいなというふうに思っております。その中において、そのまちの魅力を見て新しい産業が来ていただけるならば、そこに活路が見いだせる、私はそのように考えております。

○柴田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第7号 議員の派遣について

○議 長 日程第3、議案第7号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第4 報告第3号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議 長 日程第4、報告第3号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第3号、一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

資料の2ページ目をお開き願います。初めに、令和6年度の事業報告でございます。まず、学習機会の提供に関する事業についてですが、1、リブラーン講演会の実施につきましては、元号令和の揮毫を担当された書道家の茂住菁邨さんを講師にお招きし、元号が決定するまでのエピソードなど、実技を交えたお話をいただきました。

2、講座の実施につきましては、12ページまで記載のとおり、教養講座から健康、運動、趣味、実用、語学、体験講座など59講座を377回開催いたしました。より多くの方に受講いただけるよう魅力ある講座づくりに取り組んでおりますが、特に健康、運動講座にありますヨガ、リズムウォーク、エアロビクス講座が定員を上回る人気の講座となったようでございます。

12ページ中段以降14ページまでにつきましては、資格検定をはじめ、その他事業のほか、各種会議の開催状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、決算報告についてご説明いたします。16ページをお開きください。収支計算書のI、事業活動収支の部でございますが、A欄、事業活動収入計は決算額1,118万4,167円となり、予算額に対しまして33万8,833円の減となっております。主な要因としましては、会費収入の減と一部講座を中止したため講座受講料が減少したことによる事業収入の減が主なものでございます。

次に、B欄、事業活動支出計でございますが、決算額1,480万3,395円となり、予算額に対しまして59万605円の減となっております。これは、事業費支出のうち、学習機会提供事業に要した経費の一部講座が中止になったことによる謝礼金や教材、材料費の支出減が主なもので

ございます。

次の表の中段になりますが、Ⅱ、投資活動収支の部です。収入につきましては、1、投資活動収入として基本財産取崩収入1,000万円に対しまして、2、投資活動支出として基本財産取得支出で600万円、特定資産取得支出が10万円の計610万円となり、以上により、F欄、投資活動収支差額390万円となったところであります。

これによりまして、H欄、当期収支差額は28万772円となり、I欄、前期繰越収支差額の72万7,029円を加えますと、J欄、次期繰越収支差額は100万7,801円となったところ です。

なお、17ページから27ページにつきましては収支に関する資料、その次の28ページにつ きましては監査報告でございますので、お目通しください。

次に、令和7年度の事業計画についてご説明いたします。30ページをお開きください。まず、 学習機会の提供に関する事業、1、講演会の開催につきましては、今年度リブライン設立40周年 を迎えるに当たり、より多くの会員や市民の皆さんにお越しいただける講演会として企画されてい るところです。今年度は、令和3年以来となりますが、直木賞作家の桜木紫乃さんをお招きして、 「桜木紫乃トークライブ」と題し、9月28日に開催する予定となっております。

2、講座の開催では、会員の方々のニーズを反映させながら、教養講座及び健康、運動講座、趣 味、実用、語学講座を中心に新規5講座を含め63講座を計画しており、会員のニーズを踏まえ、 気軽に楽しく学べる内容を盛り込んでいるところでございます。

35ページから36ページまで、その他の事業につきましては記載のとおりですので、お目通し 願います。

次に、収支予算をご説明いたします。38ページをお開きください。Ⅰ、事業活動収入につ きましては令和7年度予算合計1,183万6,000円、Ⅱ、事業活動支出につきましては合計1, 623万7,000円、Ⅲ、投資活動収入600万円、Ⅳ、投資活動支出240万8,000円、 Ⅴ、予備費につきましては20万円を計上しており、これにより前期繰越収支差額100万9,0 00円を充てる予算となっております。

なお、39ページから42ページにつきましては収支に関する資料でございますので、お目通し 願います。

以上、報告第3号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についての説明とさせていただ きます。

○議 長 ここで昼食の休憩を取りたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時54分

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

午前中に説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。福井議員。

○福井議員 新政会の福井です。私も入会して応援していますが、私も含め多くの市民の皆さんが同振興会のことをよく知りたいので、質問させてください。

質問は大きく2つ、事業報告書について3つと決算報告書について3つ、計6つお伺いします。

1つ目、事業報告書13ページなのですけれども、Ⅱの情報の提供に関する事業の1番、リブラーン滝川の発行ということで、市内及び広く近隣市町の住民へ学習機会の情報を提供したとありますが、現在同利用者の市内外の割合を教えてください。これが1つ目になります。

ごめんなさい、1つ目の質問で市外の方もいらっしゃるだろうという前提でお伺いします。2つ目、同振興会設置時に滝川市が出資をし、団体ではなく事業に対する補助金を出し続けていることから、いわゆる株式優待のようなものを滝川市民が受けるべきだと思うのですけれども、市外利用者と区別した市内利用者に対する優遇措置などはありますか。これが2つ目になります。

事業報告書の最後です。同じページのⅢの1です。ホームページ等で講師の公募を行ったということで、公募の実績があれば教えてください。

次が17ページ、決算報告書についてのほうなのですけれども、決算報告書の会費収入によりますと会費が517口ということで、冒頭でも私も応援して1口入っているわけですが、私の周りでは受講などを利用せずに事業の応援のために年会費を出している方も多くおられまして、実態として一体何人の方が利用していて、口数換算でいうと利用者と未利用者の割合を教えてください。また、入会しなくても受講等の利用は可能なのか、もし可能であればその割合なども教えてください。これが4つ目になります。

次、5つ目の質問です。ページをめくって18ページなのですけれども、支出の中に広告宣伝費支出という一番下のほうですが、本社が道外にある事業所に約160万円の広告宣伝費を支出されていますが、その費用効果についての成果と分析などがあれば教えてください。

6つ目、最後の質問なのですけれども、同じく広告の中に広報たきかわについても出されているようですが、これについてのどんな効果があったのか。あと、広報に出される頻度とかが決まっているようでしたら、それも併せて教えてください。

以上6つになります。

○議長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、合計6点ご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、市内外の会員の割合についてですが、まず企業会員については市外のほうは6.4パーセント、個人会員については23.4パーセントとなっております。

次に、優遇措置に関してですが、市内外を区分した優遇措置は特に設けてございません。

それから、講師の公募ですが、随時ホームページで公募している状況にありまして、昨年、令和6年度の実績としましては2名登録をされており、今年度より講師としてお願いしているということでございます。

次に、決算報告に関するご質問ですが、講座未利用者の割合、概算ということになりますが、おおむね50パーセント程度ということのようです。個人会員の利用のほうが実態として多い状況でございまして、企業会員については福利厚生の一環として活用いただいているということござい

ます。

それから、広告宣伝費についてですが、現在滝川市以外の周辺市町にも配付されております地域情報誌のSORAを活用して年4回掲載しているものでございます。その役割、目的としては、会報としての役割もありますし、リブラーンの活動を会員以外の皆さんを含め多くの市民に知っていただくこと、それと新たな会員獲得につなげたいとするもので、費用対効果のような精緻な分析は行っておりませんが、会報の役割も果たしているということもありますし、周辺市町からの入会、新規会員の獲得にもつながっているというふうに聞いております。

それから、最後は広報たきかわについてですが、広報たきかわには事業内容の紹介ですとか会員募集などを目的として毎年掲載しております。効果については、様々な広報媒体を使っています。ホームページも含め、プレスリリースもしておりますので、どの媒体がどういう効果を発揮したかまでは分析はありませんが、今後も広く情報発信してまいりたいということでもあります。

○議 長 答弁が終わりました。福井議員。

○福井議員 すみません、1点だけちょっと確認させてください。5つ目と6つ目のSORAと広報たきかわについてなのですけども、一応今のご説明によると会の書であるということでもあるので、同じような記事を、もちろんやり方をとやかく言うつもりはないのですけども、SORAに出している部分と同等の記事を広報の紙面を割いてもらって出すというと効果が変わってくるものなのかどうか、その辺りはお聞かせいただけませんか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、どの媒体がどういう効果をもたらしているかというところまでの分析はしておりませんが、SORAに関しては周辺市町4万1,500部、各戸に配布されているということで、相当数の方々に広域を含めて御覧いただけているという効果、それと広報たきかわについては市民に対して全戸配布されておりますので、市民の皆さんに重点的に見ていただける媒体かなというふうに思っております。SORAについては、各講座の募集開始の時期に合わせて掲載をしておりますので、会員の皆さんにとってもどの講座を受講しようかと判断するきっかけにもなっておりますので、そういったもろもろの効果があるのかなというふうに感じているところです。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第4号 監査報告について

報告第5号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第4号 監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第4号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査及び同条第7項の規定による財政援助団体等の監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初に、令和5年度の執行事務を対象とした定期監査について報告いたします。監査の対象は教育部で、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、契約事務において施工決定書では見積価格が最低業者と契約を締結するとなっているが、契約を締結していないもの、市税完納等確認書が見積り合わせの翌日に提出されているもの、市税完納等確認書の日付が有効でないものを有効なものとして受け付け、当該事業者が落札しているもの、令和6年3月分の業務内容確認及び支出決定を令和6年4月1日に行っているが、令和5年度予算から支出しているものがありました。また、予算の流用処理前に支出負担行為承認表を起票し、発注しているもの、公用車による出張で往復100キロメートル以上あるが、日当を支給していないものなどがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。

次に、財政援助団体等の監査について報告いたします。監査の対象は一般財団法人滝川生涯学習振興会で、令和5年度の事業及び財政援助に係る出納その他の事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、雑収入であるコピー代金について560円が入金されていないもの、また備品出納簿と固定資産台帳の記載に相違があり、決算書類における什器備品の額に誤りがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、団体、所属に対し、講評において指導いたしました。

なお、監査意見といたしまして、一般財団法人滝川生涯学習振興会の令和5年度、第39期における収支の状況を見ると経常収益は1,083万8,446円、経常費用は1,447万2,369円となり、単年度収支は363万3,923円の不足となったため、一般正味財産期首残高8,104万4,834円から差し引くと翌年度への繰越額は7,741万911円となった。正味財産増減計算書前年度比較状況は別紙1、貸借対照表前年度比較状況は別紙2のとおりである。また、一般財団法人化により公益目的支出計画の作成が義務づけられ、計画の実施期間は31年で、令和27年3月31日までに公益目的財産額1億978万3,818円をゼロにすることとしているが、令和6年3月31日現在の残額が5,941万2,494円となり、計画よりも約1,500万円ほど前倒しで実施していることから、実施期間内には余裕を持って公益目的財産を処分できる見通

しであるので、今後も引き続きこの計画に基づく事業運営に努められたい。人生100年時代と呼ばれる中、生涯学習は個人が日々の楽しみや生きがいを見つけ、社会の変化に対応、順応していくことで豊かな人生を享受するとともに、様々な活動に参加することにより地域コミュニティの維持、発展につながるなど社会的にも大変重要な事業であることから、今後においても会員の確保や様々な学習機会の提供に努めるなど積極的に事業を推進され、生涯学習の振興にご尽力いただきたい。

続きまして、令和6年度の執行事務を対象とした定期監査について報告いたします。監査の対象は、議会事務局、農業委員会事務局及び選挙管理委員会事務局で、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りににおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、まず選挙管理委員会事務局ですが、契約事務において賃貸借契約書の契約期間満了前に賃貸者から業務完了報告書が提出されているが、変更契約を行っていないもの、施工決定書において予定価格（設計金額）が50万円を超える委託契約であるが、滝川市入札等参加者指名選考職員会議の選定を受けずに1者との随意契約とし、予定価格調書及び契約書の作成を省略しているものがありました。次に、農業委員会事務局ですが、予算の流用前に支出負担行為承認書を起票し、物品の発注及び検収を行っているもの、農業委員の札幌出張において日当の級別区分を誤り、400円少なく支給しているものがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、対象部局に対する公表において指導いたしました。

以上で報告第4号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第5号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年1月分から4月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、特別会計及び公営企業の現金、基金に属する現金並びに歳入歳出外現金及び預り金の出納及び保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の着眼点及び検査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計及び各基金の現金並びに歳入歳出外現金及び預り金に係る出納事務について計数上の誤りはなく、現金及び預金の管理も適正に行われていると認められました。また、計数以外の書類検査ではありますが、指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第5号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 持続可能な学校の実現をめざす要望意見書

意見書案第2号 インターネット上の不適切な広告に関する規制強化を求める要望意見書

意見書案第3号 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書

意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書

○議長 日程第6、意見書案第1号 持続可能な学校の実現をめざす要望意見書、意見書案第2号 インターネット上の不適切な広告に関する規制強化を求める要望意見書、意見書案第3号 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書、意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案4件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 持続可能な学校の実現をめざす要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第2号 インターネット上の不適切な広告に関する規制強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策担当）、総務大臣であります。

意見書案第3号 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号までの4件はいずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 本定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして一言お礼を申し上げる次第であります。

6月13日に開会いたしました令和7年第2回滝川市議会定例会でございますが、本日までの8日間、各議員におかれましては精力的に審査、ご審議いただき、提出されました議案全てに可とご認定いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。また、一般質問等も精力的に行っていただきましたことにも感謝申し上げます。今滝川市政にとって、やはり一番大きな課題は、質問でも出されましたが、滝川市立病院の経営改善、大きな課題であろうかと思っています。今後も懸命に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時20分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員